

檢討經過関連資料

第 1 西知多医療厚生組合健康増進施設整備基本計画検討委員会

1 西知多医療厚生組合健康増進施設整備基本計画検討委員会設置要綱

西知多医療厚生組合健康増進施設整備基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 温水プール等の健康増進施設の建設に向けて、東海市及び知多市における市民の健康づくりや健康寿命の延伸及び福祉の増進を目的とする新施設の整備に必要な基本的事項を整理し、健康増進施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に必要な検討を行うため、西知多医療厚生組合健康増進施設整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画に関する検討
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 東海市及び知多市の副市長から選任された副管理者
- (2) 総務部長の職にある者
- (3) 東海市健康福祉監
- (4) 知多市健康部長

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱した日から令和 2 年 1 1 月 3 0 日までとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部建設課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月18日から施行する。

2 委員名簿

【第1回】【第2回】

役職	氏名	所属・職名
委員長	佐治 錦三	西知多医療厚生組合 副管理者（東海市副市長）
職務代理者	鈴木 希明	西知多医療厚生組合 副管理者（知多市副市長）
委員	前田 達郎	西知多医療厚生組合 総務部長
委員	天木 倫子	東海市 健康福祉監
委員	平岩 資久	知多市 健康部長

【第3回】

役職	氏名	所属・職名
委員長	佐治 錦三	西知多医療厚生組合 副管理者（東海市副市長）
職務代理者	立川 泰造	西知多医療厚生組合 副管理者（知多市副市長）
委員	平岩 資久	西知多医療厚生組合 総務部長
委員	天木 倫子	東海市 健康福祉監
委員	森下 剛	知多市 健康部長

3 開催経過

回数	開催日	内容
第1回	令和元年（2019年） 7月24日（水）	<ul style="list-style-type: none">・出席者紹介・委員長等選出・健康増進施設建設事業及び健康増進施設整備基本計画の概要について・健康増進施設の基本的事項（案）について・PFI等導入可能性調査について
第2回	令和元年（2019年） 9月26日（木）	<ul style="list-style-type: none">・健康増進施設整備基本計画構成（案）について・事業方式（PFI等導入可能性調査）について・施設整備計画について・管理運営計画について
第3回	令和2年（2020年） 9月28日（月）	<ul style="list-style-type: none">・出席者紹介・職務代理者選出・健康増進施設整備基本計画素案について

第2 西知多医療厚生組合健康増進施設アドバイザー

1 西知多医療厚生組合健康増進施設アドバイザー設置要綱

西知多医療厚生組合健康増進施設アドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西知多医療厚生組合における健康増進施設整備基本計画の策定において、専門知識、技術、経験等を要する重要な課題が生じた場合に、具体的な助言、提言及び支援を受けるために設置する西知多医療厚生組合健康増進施設アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 健康増進施設整備基本計画の策定に関する事務の円滑な推進を図るため、アドバイザーを置く。

(職務)

第3条 アドバイザーは、管理者の求めに応じて、次の各号に掲げる職務を行うこととする。

- (1) 健康増進施設整備基本計画の策定における重要課題に対する助言及び提言
- (2) 課題解決の参考となる資料等の提供
- (3) その他課題解決等のために管理者が依頼した事項

(委嘱)

第4条 アドバイザーは、健康増進施設整備基本計画の策定に関する専門知識、技術、経験等を有する者のうちから管理者が委嘱する。

(委嘱期間等)

第5条 アドバイザーの委嘱期間は、委嘱の日から令和2年11月30日までとする。

2 管理者は、アドバイザーが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、アドバイザーとして適格性を欠く行為があったとき、その他特別の理由があると認めるときは、委嘱を解くことができる。

(報償)

第6条 アドバイザーに対しては、活動記録を確認の上、報償費を支払うものとする。

(庶務)

第7条 アドバイザーに関する庶務は、総務部建設課において行うこととする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月18日から施行する。

2 アドバイザー名簿

氏名	所属・役職
山本 秀人	日本福祉大学 執行役員、教育・心理学部教授
中山 徳良	名古屋市立大学 学長補佐、大学院経済学研究科教授

第3 パブリックコメント手続

1 実施内容

(1) 資料公表及び意見提出期間

令和2年（2020年）10月2日（金）～11月2日（月）

8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）

(2) 公表資料

西知多医療厚生組合健康増進施設整備基本計画（素案）

西知多医療厚生組合健康増進施設整備基本計画（素案）概要版

(3) 資料公表場所

ア 公共施設

西知多医療厚生組合衛生センター、

東海市役所（企画政策課）、東海市しあわせ村（健康推進課）、

知多市役所（企画情報課）、知多市保健センター（健康推進課）

イ ホームページ

西知多医療厚生組合、東海市、知多市

2 実施結果

(1) 意見の提出件数

10通（47件）

(2) 意見の概要及び組合の考え方

番号	意見の概要	組合の考え方
1	<p>【計画名称】</p> <p>温水プール・トレーニングジム機能以外にも健康増進に役立つ機能は存在すると考えられることから、計画名称を「健康増進施設整備基本計画」ではなく、「健康増進設備（温水プール・トレーニングルームの建設と活用）計画」としてはどうか。</p>	<p>平成 29 年度（2017 年度）に両市が策定した「東海市・知多市 健康増進施設基本構想」で、本施設は「健康増進施設」と表記されています。</p> <p>そのため、健康増進施設の整備に関する基本的な方向性について定める本計画の名称は「健康増進施設整備基本計画」としています。</p>
2	<p>【計画名称】</p> <p>この名称では、西知多医療厚生組合の健康施設のように分かりにくい。</p> <p>「東海市・知多市 温水プール等施設整備基本計画」にした方がよい。</p> <p>武豊町の温水プールは、P F I で実施するが、「武豊町屋内温水プール施設整備・管理運営事業」と内容がわかりやすい名称である。</p>	<p>西知多医療厚生組合は、東海市と知多市が共同して処理する事務を行う組織です。</p> <p>本計画は、西知多医療厚生組合が整備する健康増進施設に関する計画のため、適切な名称と考えています。</p>

番号	意見の概要	組合の考え方
3	<p>【計画全体】</p> <p>全体を通して、運業者が選定され、具体的なディテールが固まってから、再度広く市民に意見を聞いていただきたい。</p>	<p>本事業は基本コンセプトにも掲げているとおり、民間活力の活用による施設を目指すため、組合が求めるサービスの内容や水準の基本的な方向性を示し、具体的な内容については整備・運営事業者から提案を受け、決定する予定です。</p> <p>今回、基本的な方向性を明確にする本計画の素案段階において、広く市民に意見を聞く機会を設けたため、再度意見を聞く機会を設ける予定はありません。</p>
4	<p>【計画全体】</p> <p>西知多総合病院の役割に触れられていない。</p>	<p>第4章 管理運営計画 (P. 24) に記載している厚生労働省の「健康増進施設認定制度」では、「医療機関と適切な提携関係を有していること」が認定要件となっています。</p> <p>本施設において「健康増進施設認定制度」の認定を取得することが想定されるため、今後、必要に応じて西知多総合病院との連携について検討します。</p>
5	<p>【P.1 第1章 健康増進施設整備の基本方針】</p> <p>東海市・知多市の合意を先に記入し、西知多医療厚生組合のことは、下に移した方がよいのでは。</p>	<p>計画策定主体は西知多医療厚生組合であることから、原案のとおりとします。</p>

番号	意見の概要	組合の考え方
6	<p>【P.2 第1章 健康増進施設整備の基本方針】</p> <p>基本コンセプトに「感染症対策を考慮した施設」を追加していただきたい。</p>	<p>利用者の安心安全を守る観点の1つである「感染症対策」については、公共施設を整備する上で、当然考慮すべきことと考えていることから、基本コンセプトには位置付けていません。</p> <p>感染症対策については、第3章 施設整備計画 (P.21) において「新型コロナウイルス感染症等対策」の項目を設定し、利用者が安心して利用できる施設として整備することとしています。</p>
7	<p>【P.4 第2章 建設予定地に係る基本条件】</p> <p>平成23年(2011年)に起きた東北地方太平洋沖地震を踏まえ、N値20以下の土地及びシルトを含む地質では液状化が起りやすいという見解がある。基本計画に掲載されている地質順序表を見ると、建設に適した土地とは考えにくい。</p>	<p>本施設の建設予定地は、平成27年(2015年)9月14日の両市の合意書で決定したものです。</p> <p>液状化については、地質等調査結果を基に、建設予定地の特性を踏まえた対策に取り組むことで、本施設の建設は問題ないものと考えています。</p>
8	<p>【P.4 第2章 建設予定地に係る基本条件】</p> <p>この敷地は、高潮浸水予測マップの対象であること及び浸水実績区域のイエローゾーンであることを記載する必要があるのではないか。</p>	<p>建設予定地について、高潮浸水想定区域に含まれているため、その旨の記載を追加します。</p> <p>また、津波浸水想定区域及び浸水実績区域には含まれていないことから、その旨も追加します。</p>

番号	意見の概要	組合の考え方
9	<p>【P. 11 第3章 施設整備計画】</p> <p>両市の学校プール授業での施設利用が予定されていることについて、知多市だけで7,000名を超える児童生徒が在籍している。どのようにして受け入れる計画なのか。</p> <p>現場の先生を交えて受け入れ方を具体的に考えていかないと、利用人数の想定及びゾーニング計画が変わるのではないか。</p> <p>学校が利用している時間帯は、一般市民の利用は、多目的プールのみになるのか。</p>	<p>学年又は学級単位での受け入れを想定していますが、詳細については、今後、両市と協議を進め、事業者選定手続において示すことを予定しています。</p> <p>また、本計画の策定においては、両市の学校利用が想定されていることを踏まえて検討しているため、利用人数の想定及びゾーニング計画は適切なものと考えています。</p> <p>なお、学校利用時においても一般利用者がプールを同時利用できるよう配慮する予定です。</p>
10	<p>【P. 11 第3章 施設整備計画】</p> <p>両市の学校授業での利用が予定されているとあるが、具体的に記載しないと、次の設計が進められない。</p> <p>学校で使用する時間、使用するプールを明確にする必要がある。</p> <p>送迎バス運行スケジュールなども検討すべきと考える。</p>	<p>具体的な両市の学校授業での利用については、今後、両市と協議を進め、事業者選定手続において示すことを予定しています。</p>
11	<p>【P. 11 第3章 施設整備計画】</p> <p>プールサイドに学校利用時のスペース、床暖房設備、監視室、救護室、採暖室を設けてはどうか。</p> <p>低学年児童利用時に、適正水深にするための高さ調整機能が必要ではないか。</p>	<p>学校利用時のプールサイドにおけるスペース、監視室及び救護室については、本施設に必要な機能として考えています。</p> <p>床暖房設備、採暖室及びプールの水深を調整する機能については、整備・運営事業者から提案を受け、決定する予定です。</p>

番号	意見の概要	組合の考え方
12	<p>【P. 11 第3章 施設整備計画】</p> <p>飲食・休憩機能は「食」からの健康増進にも力を入れた施設にしてほしい。タニタのカフェ・レストランや、大府の市民ワンデイシェフのような食から市民が交流できる場が少ない。</p>	<p>市場調査において、運動施設では食事を提供する機能への利用者ニーズが低いという意見を受け、飲食・休憩機能では食事の提供を必須条件とはしていません。</p>
13	<p>【P. 11 第3章 施設整備計画】</p> <p>飲食・休憩機能に利用者が自由に使える熱湯・冷水給水装置と電子レンジを設置し、基本コンセプトに沿う図書コーナーも設置してほしい。</p>	<p>具体的な飲食・休憩機能の整備内容は、民間事業者の持つ創意工夫等のノウハウを十分に活用するため、本計画を基に整備・運営事業者から提案を受け、決定する予定です。</p>
14	<p>【P. 11 第3章 施設整備計画】</p> <p>バスの乗り降りの学生が濡れないようにする必要があるのではないかと。</p>	<p>雨天時におけるバスの乗り降りへの配慮については、第3章 施設整備計画 (P. 14) において、車寄せの整備を予定しています。車寄せについては、雨天時の乗降への対応として、<small>ひさし</small>庇を設置する予定です。</p>
15	<p>【P. 11 第3章 施設整備計画】</p> <p>トイレは全てシャワートイレとし、更衣室の隣に温水シャワールームを設置してほしい。手洗い場は温水も使えるようにしてほしい。</p>	<p>具体的なトイレ等の整備内容は、民間事業者の持つ創意工夫等のノウハウを十分に活用するため、本計画を基に整備・運営事業者から提案を受け、決定する予定です。</p>
16	<p>【P. 11 第3章 施設整備計画】</p> <p>導入機能の「その他」に施設の屋上利用に関する記述を追加してほしい。 例) 屋上庭園、イベントステージ、子どもの遊び場</p>	<p>導入機能の「その他」については、本施設に導入する機能に付帯して必要な機能を記載する項目であるため、屋上利用については追加することはありません。</p>

番号	意見の概要	組合の考え方
17	<p>【P. 11 第3章 施設整備計画】</p> <p>近年学校教育やサークルで需要のあるダンスホールフロアの設置を追加してほしい。広さは、知多市勤労文化会館やまももホールの2倍以上とする。一面の壁には全面高さ2m以上の鏡張りとする。その他の壁には壁内収納折り畳み型の椅子を設置し、最新の音響システム（2マイク、4スピーカ、CD、ラジカセ、スピードコントローラデッキ等）と、デザイン照明装置を配置する。</p> <p>用途：社交ダンス、チア、フラダンス、バレエ、ヒップホップ他</p>	<p>ダンスプログラムの実施については、スタジオ（兼）講義室機能で可能と考えています。</p> <p>折り畳み型の椅子、音響システム等の備品の設置については、整備・運営事業者から提案を受け、決定する予定です。</p> <p>また、類似事例の面積を参考に本施設の施設規模を検討しており、適切な規模と考えています。</p>
18	<p>【P. 11 第3章 施設整備計画（1 導入機能）】</p> <p>【P. 14 第3章 施設整備計画（3 配置計画）】</p> <p>【P. 16 第3章 施設整備計画（4 ゾーニング計画）】</p> <p>換気への配慮など「感染症対策」に関する記述を追加していただきたい。</p>	<p>「感染症対策」に関する配慮事項については、第3章 施設整備計画（P. 21）において、「新型コロナウイルス感染症等対策」の項目を設定し、まとめて整理していますので、新たに追加することは考えていません。</p>
19	<p>【P. 14 第3章 施設整備計画】</p> <p>駐車場は3階建てくらいの立体方式が良い。</p>	<p>具体的な駐車場の整備内容は、民間事業者の持つ創意工夫等のノウハウを十分に活用するため、本計画を基に整備・運営事業者から提案を受け、決定する予定です。</p>

番号	意見の概要	組合の考え方
20	<p>【P.14 第3章 施設整備計画】</p> <p>駐車場想定は、東海市らんらんバスを元浜町より延長して乗り入れることを前提として、計算して欲しい。</p> <p>高齢者の免許返納促進ともリンクさせて利便性を高めるべきと考える。</p>	<p>駐車台数の想定では、両市の循環バス等の自動車以外の利用者を想定し、自動車分担率を用いて計算を行っています。</p> <p>両市の循環バスルート及び高齢者の免許返納促進施策に関する意見については、今後、両市と協議します。</p>
21	<p>【P.15 第3章 施設整備計画】</p> <p>駐車場計画における「施設規模より求めたピーク時の同時利用人数からの想定」について、学校利用の仕方と、学校利用時の一般市民の利用の仕方を明確にした上で検討すべきである。</p>	<p>「施設規模より求めたピーク時の同時利用人数からの想定について」は、本施設に収容できる最大人数の利用者が来館した際に必要な駐車台数を算出したものです。</p> <p>学校の利用は、徒歩又は送迎バスによる来館を想定しているため、現在の駐車場計画には影響しないものと考えています。</p>

番号	意見の概要	組合の考え方
22	<p>【P.17 第3章 施設整備計画】</p> <p>ゾーニング計画上の配慮事項について、更衣室ゾーンで「広さにはゆとりを持たせ、利用者が密になることを避けます」とあるが、スクール用更衣室も同様に利用者が密になることを避けることが必要と考える。</p> <p>プールの最大同時利用人数想定 236 人に見合った広さが必要と考える。</p>	<p>ゾーニング計画上の配慮事項における「更衣室ゾーン」は、「一般用更衣室」「多目的更衣室」「スクール用更衣室」全体に関する配慮事項を整理した項目です。そのため、「スクール用更衣室」においても、広さにゆとりを持たせ、利用者が密になることを避けるよう配慮することとしています。</p> <p>また、施設規模については、類似事例と比較しても十分な広さを確保するとともに、利用者の密を避けるための施設運営上の配慮についても整備・運営事業者に求めています。</p>
23	<p>【P.17 第3章 施設整備計画】</p> <p>管理ゾーンに応急処置をする場所が必要と考える。</p>	<p>応急処置する場所については、本施設に必要な機能として考えており、具体的な設置場所については、整備・運営事業者から提案を受け、決定する予定です。</p>
24	<p>【P.17 第3章 施設整備計画】</p> <p>ゾーニング計画において、健康増進できる「食」を提供できるスペース、キッチンの確保をしてほしい。</p>	<p>意見番号12の「組合の考え方」に記載しているとおり、飲食・休憩機能では食事の提供を必須条件とはしていません。</p>

番号	意見の概要	組合の考え方
25	<p>【P. 19 第3章 施設整備計画】</p> <p>表3-4「ユニバーサルデザイン対応における基本的な考え方」で具体的に補っていただきたい。</p> <p>更衣室：複数の多目的更衣室が必要である。障害者も高齢者も利用できるユニバーサルシートが入った個室2か所、ベッドなしの個室3か所（ジェンダーレス）それぞれにシャワー、トイレの設置が必要である。（スクール用更衣室は必要なのか？）</p> <p>トイレ：プールから出た休憩スペースの多目的トイレにもユニバーサルシートの設置。</p> <p>プール：プール用車椅子を「リクライニング機能がついたプール用車椅子」に変更していただきたい。またプール入口のシャワーを手動に切り替え可能とするか、インターフォンを設置して係員を呼べるようにしてほしい。</p>	<p>表3-4「ユニバーサルデザイン対応における基本的な考え方」は施設整備における配慮事項を整理した資料であり、具体的な整備内容は、整備・運営事業者から提案を受け、決定する予定です。</p> <p>具体的な整備内容に関する意見については、事業者選定手続において参考にします。</p> <p>なお、多目的更衣室については第3章 施設整備計画（P. 11）で複数設置することとしています。</p>
26	<p>【P. 19 第3章 施設整備計画】</p> <p>表3-4「ユニバーサルデザイン対応における基本的な考え方」の駐車場について、福祉車両を乗降する際には時間がかかるため、雨天時を考慮して優先駐車場に屋根をつけるか、乗降所に屋根を設置してほしい。</p>	<p>意見番号14の「組合の考え方」に記載しているとおり、本施設では車寄せの整備を予定しています。車寄せについては、雨天時の乗降への対応として、^{ひさし}庇を設置する予定です。</p>

番号	意見の概要	組合の考え方
27	<p>【P.19 第3章 施設整備計画】</p> <p>表3-4「ユニバーサルデザイン対応における基本的な考え方」の廊下・エレベーター・更衣室・トイレについて、一般的な車椅子だけでなく、リクライニング機能付き車椅子でも動きやすいスペースを確保してほしい。</p>	<p>本施設の整備においては、「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」を満たすことを必須条件としています。</p> <p>具体的な整備内容は、整備・運営事業者から提案を受け、決定する予定です。</p>
28	<p>【P.19 第3章 施設整備計画】</p> <p>表3-4「ユニバーサルデザイン対応における基本的な考え方」の更衣室・トイレについて、座位が困難な利用者のために大人でも使用できる大きさのベッドが必要である。</p> <p>また、多目的更衣室は複数設置してほしい。</p>	<p>意見番号25の「組合の考え方」に記載しているとおり、具体的な整備内容は、整備・運営事業者から提案を受け、決定する予定です。</p> <p>具体的な整備内容に関する意見については、事業者選定手続において参考にします。</p> <p>なお、多目的更衣室については第3章 施設整備計画 (P.11) で複数設置することとしています。</p>

番号	意見の概要	組合の考え方
29	<p>【P.20 第3章 施設整備計画】</p> <p>災害対策について、「知多市立地適正化計画（案）」P167に「建物の防災対策」として「朝倉駅周辺における公共施設の整備に当たっては、建物を高床とする、避難路・避難場所を確保する等十分な対策を行います」とあるが、この市の方針との整合性が考えられていない。耐震構造にするのは勿論のこと、液状化・高潮・津波などが発生した場合の避難場所を検討すべきである。</p>	<p>「知多市立地適正化計画（案）」における朝倉駅周辺区域には、本施設の建設予定地は含まれていません。</p> <p>液状化については、意見番号7の「組合の考え方」に記載しているとおり、建設予定地の特性を踏まえた対策に取り組む予定です。</p> <p>また、高潮については、意見番号8の「組合の考え方」に記載しているとおり、高潮浸水想定区域に含まれていますが、発生要因である台風や大雨に関して事前の発生予測が可能であることから、状況に応じて施設の休館及び情報周知の徹底等を行うことで対応可能と考えています。</p> <p>なお、建設予定地は、津波浸水想定区域に含まれていません。</p> <p>いずれの場合においても、災害発生時は、利用者の安全確保が必要であることから、第4章 管理運営計画（P.31）において、一時的に利用者が安全に過ごすことができるように、利用者の保護を行うことを記載しています。</p>

番号	意見の概要	組合の考え方
30	<p>【P.22 第4章 管理運営計画】</p> <p>「管理運営方針」に学校利用時の運営補助業務に関する記載が必要ではないか。</p>	<p>管理運営方針については、施設全体としての方向性を記載する項目のため、個別の業務に関する事項は記載していません。</p> <p>学校利用時の運営補助業務については、第4章 管理運営計画 (P.25) に記載しています。</p>
31	<p>【P.25 第4章 管理運営計画】</p> <p>東海市、知多市の小中学校のプール授業はこのプールで行うとの噂が流れているが、本当なのか。</p> <p>両市の小中学校のプールが廃止され、この温水プールを活用するとすれば大変な事態になると考えるが、いかななものか。</p>	<p>第4章 管理運営計画 (P.25) に記載しているとおおり、両市が学校プール授業で本施設を利用することが計画されています。</p> <p>なお、両市の小中学校のプールに関する方針については、両市が検討しています。</p>
32	<p>【P.26 第4章 管理運営計画】</p> <p>「表4-2 事業展開イメージ」において、温水プールの活用イメージがはっきりしていない所がある。</p>	<p>第4章 管理運営計画 (P.26) の「表4-2 事業展開イメージ」は、両市の関連計画を基に、本施設で想定される事業展開の一例をライフステージ別に整理した表となっています。</p> <p>具体的な事業展開は、整備・運営事業者から提案を受け、決定する予定です。</p>

番号	意見の概要	組合の考え方
33	<p>【P.27 第4章 管理運営計画】</p> <p>プール利用1回当たり500円は、常温の今までの市民プール料金に比べても高いと感じる。せいぜい250円までと考える。</p> <p>また、運動の習慣化を奨励する観点から、高齢者、身障者割引なども検討すべきである。</p>	<p>利用料金については、両市の公共施設及び類似事例の状況を踏まえ、プール1回当たり500円、トレーニングジム利用1回当たり500円を目安とした上で、具体的な料金体系は、民間事業者の持つ経営能力、技術的能力及び創意工夫等のノウハウを十分に活用するため、整備・運営事業者から提案を受け、決定する予定です。</p> <p>なお、高齢者、身体障害者等の運動を習慣化する仕組みづくりに関する意見については、今後、両市と協議します。</p>
34	<p>【P.27 第4章 管理運営計画】</p> <p>プール利用1回当たり500円は、一般利用者が利用しづらい金額と感じる。利用時間に応じた利用料金の設定についても検討していただきたい。</p>	<p>利用料金については、意見番号33の「組合の考え方」に記載しているとおり、両市の公共施設及び類似事例の状況を踏まえた金額を目安とし、整備・運営事業者から具体的な料金体系の提案を受け、決定する予定です。</p> <p>利用時間に応じた利用料金の設定に関する意見については、事業者選定手続において参考にします。</p>

番号	意見の概要	組合の考え方
35	<p>【P.27 第4章 管理運営計画】</p> <p>利用料金は「両市の公共施設の状況を踏まえ、プール1回当たり500円、トレーニングジム利用1回当たり500円を目安とします。」とあるが、料金設定の根拠が短絡的と感じる。</p> <p>第5章 事業方式及び財政計画 (P.51) では、事業費の支出合計が47億円に対し、収入合計が57億円と記載してあるので、「売電実績を見て料金改定を考慮する」こととしてほしい。売電収益を市民に還元してほしい。</p>	<p>利用料金については、意見番号33の「組合の考え方」に記載しているとおり、両市の公共施設及び類似事例の状況を踏まえた金額を目安とし、整備・運営事業者から具体的な料金体系の提案を受け、決定する予定です。</p> <p>なお、令和2年(2020年)8月27日の両市の合意書で、西知多クリーンセンターの売電益は、全て両市に還元するとともに、両市は還元された売電益を本施設の建設及び維持管理費に活用するとされており、市民に還元されます。</p>
36	<p>【P.27 第4章 管理運営計画】</p> <p>利用料金500円/回を決めた根拠はなにか。</p> <p>武豊町屋内温水プールは、500円/回(上限)となっており、利用料収入の還元の項目も記載されている。</p>	<p>利用料金については、意見番号33の「組合の考え方」に記載しているとおり、両市の公共施設及び類似事例の状況を踏まえて設定しています。</p> <p>なお、利用料収入の還元に関する意見については、事業者選定手続において参考にします。</p>

番号	意見の概要	組合の考え方
37	<p>【P. 28 第 4 章 管理運営計画】</p> <p>今までの市民プール駐車場は無料であり、業者一任ではなくて組合として、利用者本位で設定して欲しい。</p>	<p>建設予定地周辺では、愛知県サッカー協会による知多市フットボールセンターの整備が検討されているため、開業時点での周辺駐車場の料金体系、受益者負担の観点等から駐車料金を検討します。</p> <p>なお、第 4 章 管理運営計画 (P. 28) に記載しているとおりに、本施設の利用者に対しては駐車料金の減免等を検討します。</p>
38	<p>【P. 28 第 4 章 管理運営計画】</p> <p>駐車場運営方針について、施設利用者の駐車料金は事業者任せにせず、減免を検討するのではなく、無料にすべきである。施設利用料が 500 円と比較的高い上、駐車料金まで取るとしたら、だれもが健康づくりに取り組める施設ではなくなると考える。</p>	<p>意見番号 37 の「組合の考え方」に記載しているとおりに、開業時点での周辺駐車場の料金体系、受益者負担の観点等から駐車料金を検討します。</p>
39	<p>【P. 28 第 4 章 管理運営計画】</p> <p>駐車場運営方針と関連して、公共交通機関である市内バスのバス停を健康増進施設の近くに設置してほしい。</p>	<p>両市の循環バスのバス停に関する意見については、今後、両市と協議します。</p>

番号	意見の概要	組合の考え方
40	<p>【P.31 第4章 管理運営計画】</p> <p>災害発生時に利用者の保護を行うとあるが、高潮や、津波が来た場合には、どこに保護するのか。</p>	<p>高潮については、意見番号8の「組合の考え方」に記載しているとおり、高潮浸水想定区域に含まれていますが、状況に応じて施設の休館及び情報周知の徹底等を行うことで対応可能と考えています。</p> <p>なお、建設予定地は、津波浸水想定区域に含まれていません。</p> <p>具体的な利用者の保護方法については、整備・運営事業者から提案を受け、決定する予定です。</p>
41	<p>【P.31 第4章 管理運営計画】</p> <p>エネルギー利活用計画について、発電設備の整備費と維持管理費は、どの位かかるのか。全て売電で賄うとするならごみ処理施設の近くにプールを建設する必要はない。災害の危険が大きいこの土地に公共施設を建設することは相応しくないと考える。</p>	<p>西知多クリーンセンターは、ごみの焼却により発生するエネルギーを効率よく回収するために、焼却設備と発電設備を一体的に整備する予定をしています。そのため、発電設備の整備費及び維持管理費については、西知多クリーンセンターの施設整備費と不可分であることから、算出することはできません。</p> <p>なお、建設予定地の特性を踏まえた対策に取り組むことで、本施設の建設は問題ないものと考えています。</p>

番号	意見の概要	組合の考え方
42	<p>【P. 31 第4章 管理運営計画】</p> <p>「電気エネルギーとしての利活用を基本とし」とあるが、発電後の排熱を捨てるのではなく、その熱を温水などで送り、プールの熱源になることで、電気も使わなくなり、無料になり、大きなメリットになると考える。将来のために、再検討いただきたい。</p> <p>例) 東京都練馬区の光が丘清掃工場の発電後の排熱：60度の温水を、12,000戸の大規模住宅に供給している。</p>	<p>平成30年(2018年)に組合が策定したごみ処理施設整備基本計画において、健康増進施設におけるエネルギーの利活用については、エネルギー供給設備の必要性、エネルギー利活用の安定性及び建設予定地における実現性の観点で優れているため、電気エネルギーでの利活用を基本とし、西知多クリーンセンターでは、積極的に発電を行うことを基本的な方向性としています。</p> <p>そのため、本計画では、電気エネルギーとしての利活用を基本とし、検討しています。</p>
43	<p>【P. 43 第5章 事業方式及び財政計画】</p> <p>金利と借入期間について、民間事業者の借入金の利子は公共が支払うのか。</p> <p>また、利子の金額をご教示いただきたい。</p>	<p>本事業に最適な事業方式として選定したPFI方式(BTO方式)では借入金に対する利子は民間事業者が金融機関に支払います。本事業で選定する事業類型「混合型」では組合から整備・運営事業者を支払うサービス購入費に利子に相当する額が含まれています。</p> <p>具体的な利子の金額は、民間事業者の借入時の金利によって変動するため、現時点において示すことはできません。</p>

番号	意見の概要	組合の考え方
44	<p>【P. 43 第 5 章 事業方式及び財政計画】</p> <p>事業全体のサービス購入費をご教示いただきたい。</p>	<p>サービス購入費については、概算事業費を基に算出すると、設計・建設費、維持管理・運営費（20年）及びその他特別目的会社（SPC）の設立に係る経費を合計した金額から利用料金収入見込を差し引いた約34億円となります。</p>
45	<p>【P. 51 第 5 章 事業方式及び財政計画】</p> <p>利用者数の見積等が適正にされているか詳細に検討すべきではないか。</p>	<p>年間利用者数見込については、全国の類似事例における吸引率を基に、民間事業者のノウハウ活用による利用者数の増、両市の類似施設における利用者数の推移等も考慮して算出しており、適切なものと考えています。</p>
46	<p>【P. 51 第 5 章 事業方式及び財政計画】</p> <p>利用料金収入見込 13 億円を 500 円/回とすると延べ 260 万人になる。</p> <p>13 億円の内訳を提示してほしい。</p>	<p>利用料金収入見込については、年間利用者数を約 127,400 人と想定し、プール・トレーニングジムの利用料金及び整備・運営事業者が実施する自主事業による収益見込を踏まえて算出しています。</p>
47	<p>【P. 51 第 5 章 事業方式及び財政計画】</p> <p>西知多クリーンセンターの売電収入は 20 年間同じような価格で得られるのか。</p>	<p>西知多クリーンセンターの売電収入については、将来的なごみ量・ごみ質や売電単価の推移に応じて年度ごとに変動します。</p> <p>なお、概算事業費の【参考】西知多クリーンセンター売電収入見込については、これらの変動要因を考慮し、算出しています。</p>

西知多医療厚生組合
健康増進施設整備基本計画

令和2年（2020年）11月発行

- 発行者 西知多医療厚生組合
- 編集 西知多医療厚生組合 総務部 建設課
〒478-0006
愛知県知多市三反田3丁目1-2
電話番号 0562-32-1597
FAX番号 0562-33-7207